

京都観光学生留学生サイト運用方針内規

第1条 本サイトは、京都歴史回廊協議会にサイト構築の団体および個人として登録したサイト制作協力者によって、以下のコンテンツを共同制作していく。

- 1) 京都北西部を中心とする観光スポットの多言語表記での観光情報
- 2) 観光スポットへのコメント欄
- 3) 観光Q&A

第2条1項 サイト制作協力者は、必要な申請者の情報を京都歴史回廊協議会事務局に登録し、担当幹事・常任幹事会の審査を経て、必要な条件を満たしている場合に、サイトコンテンツ制作に参加することができる。

第2条2項 登録の条件

1. 京都の観光振興に向けた熱意を持っていること。
2. 一般的な倫理・道徳および著作権等法令等を順守すること。
3. 学生・留学生の場合は、適切な指導者を持っていることが望ましい。ただし、コメント欄の記入などは、この限りではない。
4. 制作計画を明らかにすることが望ましい。ただし、コメント欄の記入などは、この限りではない。

第3条 サイト制作協力者の担当部分および書き込み部分については、事務局・担当幹事による調整のうえ、許可していくこととする。

第4条 サイト制作協力者には、担当部分の下書きページにアクセスできるIDが発給される。下書き記事あるいはコメントの公開に先立って、担当幹事・担当常任幹事は内容審査を行い、正式に公開することとする。

第5条 公開されている記事について、疑義等が生じた場合、担当幹事・担当常任幹事は、ただちに書き換え・消去する権限を持つ。この場合、制作協力者の合意を必要としない。

第6条 第1条に規定された3つの制作対象コンテンツの他に、学生個人・団体等が作成した京都観光に関する報告書等については、「観光レポート」ページに掲載していく。希望学生団体・個人による申請手続きにもとづき、担当幹事・担当常任幹事の審査によって、掲載を決定していく。

第7条 本規定の運用に当っては、その基本理念に基づき、京都市観光振興に資する場合は、担当幹事・担当常任幹事はその責任のもと、臨機応変に対応する。

付記 本規定は、歴史回廊幹事会の議を経て、2011年12月13日より発行。